

議事の運営について（修正案）

1. 本検討会は、原則として公開する。なお、一般傍聴については、インターネット配信を通じて行うこととする。
2. 配布資料は、原則として経済産業省ホームページを通じて公開する。
3. 議事要旨録については、原則として会議終了後速やか 1ヶ月以内に作成し、経済産業省ホームページを通じて公開する。
4. 個別の事情に応じて、会議又は資料の公開方法又は非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。